



長崎最賃審発第15号
令和6年9月3日

長崎労働局長
倉永圭介 殿

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦厚之

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年9月3日貴職から、8月16日付け長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「長崎県労働組合総連合」、「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」及び「日本民主青年同盟長崎県委員会」からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月16日付け答申どおり決定することが適当である。